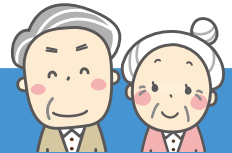


1 介護保険事業

介護保険のしくみ

介護保険制度は、ご本人やご家族の負担を軽くするために、社会全体で介護を支え合うしくみで、40歳以上の方が加入者となって、保険料を出し合い、必要に応じて介護保険サービスを利用できる制度です。



40歳以上の方（被保険者）

65歳以上の方 （第1号被保険者）

サービスが利用できる方

介護が必要と認定された方

- 介護が必要になった原因は関係なく、サービスを利用できます。

交通事故など第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は市へ届け出が必要です。

必ず示談前に市役所高齢福祉課へ連絡してください。

40～64歳の方 （第2号被保険者）

サービスが利用できる方

特定疾病※が原因で

介護が必要と認定された方

- 交通事故や転倒など特定疾病以外が原因の場合は利用できません。

※特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靱帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症

- 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患

- 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患

- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- 要介護認定の申請
- 保険料の納付

- 保険料の徴収
- 要介護認定
- 保険証の交付
- 負担割合証の交付

- 介護報酬の支払い

- 利用者負担の支払い

- サービスの提供

佐渡市（保険者）

サービス事業者

- 介護報酬の請求